



スカパーJSAT

SAD-U3-19-001

ポータルリンクサービス 料金表

第3版
(令和2年3月)

スカパーJSAT株式会社

ポータリンクサービス料金表・目次

料金表

通則		1
第1条	料金の適用	1
第2条	料金表の変更	1
第3条	料金の計算方法	1
第4条	消費税等相当額の加算	1
第5条	料金の臨時減免	1
第6条	月額基本料の日割	1
第7条	端数処理	2
第8条	料金の支払い期日	2
第1表	月額基本料	3
第2表	随時回線専用料	4
第3表	センター局追加V P N利用料	6
第4表	設定変更料	6
第5表	無線局免許取扱手数料	7
第6表	ポータリンクサービス解除料	8
第7表	随時回線予約取消料	9
附則		10

通則

(料金の適用)

第1条 当社は、ポータリンクサービスに係る料金等は、ポータリンクサービス契約約款（以下「約款」という。）及びこのポータリンクサービス料金表（以下「料金表」という。）に定めます。

(料金表の変更)

第2条 当社は、契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、料金表の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この料金表を変更することがあります。この場合において、契約者は、変更後の料金表の適用を受けるものとします。

2 当社は、この料金表を変更する場合には、変更後の料金表の内容及びその効力発生時期を契約者に周知するものとします。

(料金の計算方法)

第3条 当社は、契約者が利用契約に基づき支払う料金を暦日に従って計算します。

(消費税等相当額の加算)

第4条 この料金表に基づき支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額に消費税等相当額を加算した額とします。

(料金の臨時減免)

第5条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時に料金を減免することがあります。

2 当社は、前号の規定に基づき月額回線料の減免を行ったときは、当社が別途定める方法により、そのことをお知らせします。

(月額基本料の日割)

第6条 当社は、次の場合が生じたときは、料金表において定められた月額基本料をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 暦月の初日以外の日、ポータリンクサービスの利用開始日が到来したとき。
- (2) 暦月の末日以外の日、ポータリンクサービスの利用契約の終了となる日又は利用契約の解除となる日が到来したとき。
- (3) 暦月の初日以外の日、約款の変更又は料金表の改定等により月額基本料の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の月額基本料は、その増加又は減少のあった日から適用します。）
- (4) 約款第45条（支払いを要しない料金）第1項又は第2項の規定に該当するとき。

- 2 前項の規定による月額基本料の日割りは、暦日数により行います。
- 3 月額基本料以外のその他の債務の支払い額を算出するにあたり、必要が生じた場合は、前2項の規定に準じて日割します。

(端数処理)

第7条 当社は、料金その他の債務及び消費税等相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金の支払い期日)

第8条 契約者は、料金等その他の債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

区 分	支払い期日
1 月額基本料	ポータリンクサービスの利用開始日の属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末 ただし、ポータリンクサービスの利用開始日とその月の15日以降のときは、その月の月額基本料に限り翌月の15日
2 随時回線専用料	利用開始時刻の属する月の翌月末
3 センター局追加VPN利用料	センター局追加VPNの利用開始日の属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末 但し、センター局追加VPNの利用開始日とその月の15日以降のときは、その月の月額基本料に限り翌月の15日
4 設定変更料	設定変更作業を完了した日の属する月の翌月末
5 無線局免許取扱手数料	電波法及び電波法関連諸規則に基づく事務及び作業を行った月の翌月末 ただし、電波法関係手数料のうち電波利用料に相当する額については、当該無線局の免許の日の属する月の翌月末又はその免許の日に応ずる日の属する月の翌月末
6 ポータリンクサービス解除料	利用契約の解除日の属する月の翌月末
7 随時回線予約取消料	取消しを行った月の翌月末

- 2 料金その他の債務は、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 3 契約者が国もしくは地方公共団体である場合等又は契約者が約款の規定に基づき当社が提供する利用回線を専ら国もしくは地方公共団体等に再販する電気通信事業者である場合、その契約者との協議により当社が承諾した場合に限り、第1項に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払い期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただくことがあります。
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前3項の規定にかかわらず、当社は、第1項に掲げる料金及びその他の債務について、契約者に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- 5 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、契約者に負担していただきます。

- 6 当社は、当社が必要と認めた場合は、第1項に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払い期日とは別に支払い期日を指定することができるものとします。その場合、当社は事前にその旨を契約者に書面で通知することとします。

第1表 月額基本料

1 適用

月額基本料の適用については、約款第40条（月額基本料の支払い義務）の規定によります。

2 月額基本料の額

月額（単位：円）

月額基本料
35,000

第2表 随時回線専用料

1 適用

ポータリンクサービス 利用契約に係る随時回線専用料の適用	
1. 当社は品目の区分を次のとおり定めます。	
品 目	内 容
1.5Mbps	契約者のポータリンク地球局設備からセンター局への上り回線については、概ね毎秒 1.5 メガビット程度までの IP パケット形式のデジタル符号を伝送することが可能なもの。 また、センター局より契約者のポータリンク地球局設備等への下り回線については、最大、概ね毎秒 1.5 メガビット程度までのベストエフォートによる IP パケット形式のデジタル符号を伝送することが可能なもの。
3 Mbps	契約者のポータリンク地球局設備からセンター局への上り回線については、概ね毎秒 3 メガビット程度までの IP パケット形式のデジタル符号を伝送することが可能なもの。 また、センター局より契約者のポータリンク地球局設備等への下り回線については、最大、概ね毎秒 1.5 メガビット程度までのベストエフォートによる IP パケット形式のデジタル符号を伝送することが可能なもの。
6 Mbps	契約者のポータリンク地球局設備からセンター局への上り回線については、概ね毎秒 6 メガビット程度までの IP パケット形式のデジタル符号を伝送することが可能なもの。 また、センター局より契約者のポータリンク地球局設備等への下り回線については、最大、概ね毎秒 1.5 メガビット程度までのベストエフォートによる IP パケット形式のデジタル符号を伝送することが可能なもの。
9 Mbps	契約者のポータリンク地球局設備からセンター局への上り回線については、概ね毎秒 9 メガビット程度までの IP パケット形式のデジタル符号を伝送することが可能なもの。 また、センター局より契約者のポータリンク地球局設備等への下り回線については、最大、概ね毎秒 1.5 メガビット程度までのベストエフォートによる IP パケット形式のデジタル符号を伝送することが可能なもの。
当社は、契約者のポータリンク地球局設備等への下り回線の伝送速度については保証しません。	

2 随時回線専用料の額

随時回線専用料の額		
随時回線専用料の額は暦日中の利用時間により次の時間区分におけるそれぞれの時間基本料を乗じ、その総額を利用時間の合計で割った額（以下「平均随時回線料」という。）に利用品目毎の利用時間と品目係数を乗じた総額とします。 （単位：円）		
時間区分	利用時間	1 時間あたりの 時間基本料
区分 A	暦月中の利用時間の合計の内 10 時間までの部分	73,470
区分 B	暦月中の利用時間の合計の内 10 時間を超え 30 時間までの部分	48,980
区分 C	暦月中の利用時間の合計の内 30 時間を超える部分	30,000
2 平均随時回線料を算出する際の利用時間には、第 6 表（ポータリンクサービス解除料）に定める当該月の契約の解除に係る利用相当時間及び第 7 表（随時回線予約取消料）に定める当該月の予約の取消に係る利用相当時間を含めることとします。 3 契約者が当社の衛星通信専用サービスの終日利用又は放送に係るサービス、その他当社が別途定めるサービスを別に利用する場合の時間区分の適用については、第 1 項に規定する利用時間に拘わらず、区分 C を適用します。 4 契約者が当社と衛星通信専用サービスの終日利用又は放送に係るサービス、その他当社が別途定めるサービスを利用する者より委託を受け利用する場合で、当社がそれを認めた場合の時間区分の適用については、第 1 項に規定する利用時間に拘わらず区分 C を適用します。		
品目	品目係数	
1.5Mbps	1.00	
3Mbps	1.66	
6Mbps	2.33	
9Mbps	3.16	

第3表 センター局追加VPN利用料

1 適用

センター局追加VPN利用料に関する費用の適用については、約款第42条（センター局追加VPN利用料の支払い義務）の規定によります。

2 センター局追加VPN利用料の額

月額（単位：円）	
区分	利用料
追加付与する一の設定毎	1,000

第4表 設定変更料

1 適用

設定変更料に関する費用の適用については、約款第43条（設定変更料の支払い義務）の規定によります。

設定変更料に関する費用	
設定変更料に関する費用の算定	設定変更の種類に応じて必要となる作業費用及び移動費用並びに間接費を合計して算出します。

2 設定変更料に関する費用の額

項 目	区 分	費用額
(1) 作業費用	ア 諸経費	1時間あたり人件費料金 × 延労働時間
(2) 移動費用	イ 交通費	交通費、出張費、宿泊費等の合計
	ウ 消耗品費	消耗品価格に消耗品の調達に関する費用を加えたもの
(3) 間接費用	エ 間接費	当該作業に係わる交通費以外に要する全ての経費

第5表 無線局免許取扱手数料

1 適用

無線局免許取扱手数料に関する費用の適用については、約款第44条（無線局免許取扱手数料、証明取得料の支払い義務）の規定によります。

2 無線局免許取扱手数料に関する費用の額

地球局1局ごと

項目	区分	無線局免許取扱手数料
(1) 地球局に関する電波法上の手続きについて当社が行う事務及び作業に要する実費	ア 労務費	1時間あたり人件費料金×延労働時間
	イ 諸経費	電波法上の手続きを行うために必要な旅費、宿泊費、日当、調査費その他の経費
(2) 電波法上関係手数料	—	電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)に規定される手数料に相当する額及び電波法に規定される電波利用料に相当する額

第6表 ポータルリンクサービス解除料

1 適用

ポータルリンクサービス解除料の適用については、約款第46条（解除料の支払い義務）の規定によります。

2 ポータルリンクサービス解除料の額

2-1 利用開始日の前日までに係るもの

ポータルリンクサービス解除料
当該利用契約について月額基本料の6か月分

2-2 利用開始日以降の利用の契約解除に係るもの

区 分		解除料
1	月額基本料に係る解除料	利用契約の解除となる日から最低利用期間の日まで継続してポータルリンクサービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる月額基本料。 ただし、利用契約の解除となる日が最低利用期間以降となる場合には月額基本料にかかる解除料の支払いは要しない。
2	随時回線専用料に係る解除料	利用契約の解除が予約確認書に記載した利用開始予定時刻の240時間以上前のとき。
		利用契約の解除が予約確認書に記載した利用開始予定時刻の240時間未満48時間以上前のとき。
		利用契約の解除が予約確認書に記載した利用開始予定時刻の48時間未満24時間以上前のとき。
		利用契約の解除が予約確認書に記載した利用開始予定時刻の24時間未満のとき。
		利用契約の解除となる日から最低利用期間の日まで継続してポータルリンクサービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる月額基本料。 ただし、利用契約の解除となる日が最低利用期間以降となる場合には月額基本料にかかる解除料の支払いは要しない。 予定された利用時間に10%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる随時回線専用料相当額 予定された利用時間に30%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる随時回線専用料相当額 予定された利用時間に50%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる随時回線専用料相当額 予定された利用時間に100%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる随時回線専用料相当額

第7表 随時回線予約取消料

1 適用

随時回線予約取消料の適用については、約款第47条（随時回線予約取消料の支払い義務）の規定によります。

2 随時回線予約取消料の額

区分	取消料
随時回線の予約の取消しが予約確認書に記載した利用開始予定時刻の240時間以上前のとき。	予定された利用時間に10%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる随時回線専用料相当額
随時回線の予約の取消しが予約確認書に記載した利用開始予定時刻の240時間未満48時間以上前のとき。	予定された利用時間に30%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる随時回線専用料相当額
随時回線の予約の取消しが予約確認書に記載した利用開始予定時刻の48時間未満24時間以上前のとき。	予定された利用時間に50%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる随時回線専用料相当額
随時回線の予約の取消しが予約確認書に記載した利用開始予定時刻の24時間未満のとき。	予定された利用時間に100%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる随時回線専用料相当額

附則

(実施期日)

この料金表は、平成 20 年 4 月 16 日より実施します。

附則

(実施期日)

第 1 条 この改定規定は、平成 21 年 11 月 1 日より実施します。

(随時回線専用料の適用に係る措置)

第 2 条 この改定料金表実施前に当社とポータルリンクサービス利用契約を締結している契約者の支払うべき事となる随時回線専用料の 1 時間あたりの時間基本料金は、料金表第 2 表（随時回線専用料）の規定に係わず、料金表第 2 表（随時回線専用料）2 項に定める時間区分の区分 C を適用します。

附則

(実施期日)

この改定規定は、令和 2 年 3 月 31 日より実施します。

資料名 ポータリンクサービス料金表

資料番号 SAD-U3-19-001

平成20年 4月16日 第1版
平成21年11月 1日 第2版
令和 2年 3月31日 第3版

スカパー J S A T 株式会社

東京都港区赤坂1-8-1

TEL :03-5571-7770
